

仕 様 書

- 1 品 名 量水器（新品・電磁式）の購入
- 2 数 量 電子式水道メーター（新品） 150mm 2個
- 3 器 種 150mmは電磁式水道メーター
※付属品（メーター1個当たり） フランジパッキン（全面型、予備含め4枚）
ステンレスボルト・ナット（焼付き防止済品）
ヴィクトリックジョイント
伸縮補足管、隔測表示器
- 4 規 格 「計量法及び特定計量器検定検査規則」（経済産業省）に適應するもの。
「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（厚生労働省）に適應するもの。JIS規格「JIS B8570」に適應するもの。
- 5 計量特性 計量範囲 $Q3/Q1=R100$
定格最大流量 $Q3$ は下記のとおり
 $150\text{mm}-400\text{m}^3/\text{h}$
- 6 納入期限 令和5年7月31日（月曜日）
- 7 納入場所 大阪狭山市池尻自由丘一丁目341番地
大阪広域水道企業団大阪狭山水道センター 防災倉庫
・大阪狭山市役所で納品検査後、搬入すること。
・納入時には器差成績表、納品書、器差検査時の写真及び器差検査に使用した基準器の検定証明（検査成績書等）の写しを提出すること。
・納品検査時には、受注者の担当者が立ち会うこと。また、水道メーターの番号（特に初番と終番）及び納品個数（付属品を含む）が確認しやすいよう、荷積み配慮すること。
- 8 見積書提出先 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1
大阪狭山市役所内（15番窓口）
大阪広域水道企業団
大阪狭山水道センター 工務課
担当職員 高木
TEL 072-349-9413

9 見積受付期限 令和5年5月17日（水曜日）17時

10 その他

- (1) 本体及び蓋には、大阪狭山水道センターが指定する番号（数字及びアルファベット）を打刻すること。
- (2) 塗装については各社型標準のものとするが、必ず担当職員の承認を得ること。
- (3) 納品にあたっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 納品にあたっての運搬、指定場所への設置、組み立て及び検査に要する費用は全て受注者の負担とする。
- (5) 納品時等において、建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負担において原状に戻すものとする。
- (6) 納品に際して発生したゴミ等に関しては、受注者が処理、清掃をおこなうこと。
- (7) その他、本仕様に定めのない事項で疑義が生じたときは、担当職員と協議し、その指示によること。